

1. 件名：東海発電所及び東海第二発電所原子炉施設保安規定変更認可申請  
（周辺監視区域の変更）に関する事業者ヒアリング

2. 日時：令和4年8月4日 13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、小野安全審査官、  
藤川安全審査官、上田審査チーム員、長江技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長、他8名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

（1）東海発電所及び東海第二発電所 周辺監視区域の変更に伴う 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

（2）東海発電所及び東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料①（周辺監視区域境界変更、保安規定審査基準の説明）

（3）東海発電所及び東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料②（原子炉設置許可申請書の取り扱い）

（4）東海発電所及び東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料③（廃止措置計画の取り扱い）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁のウエダです。それではただいまから本日のヒアリングを始めたいと思います。
0:00:08	本日は、日本原子力発電東海第2発電所と東海発電所の保安規定変更認可申請に関する、
0:00:17	平委員になります。
0:00:19	説明をお願いします。
0:00:23	はい、日本減少発電の小松と申します。本日よりよろしくお願いいたします。資料の確認をですねさせていただきたいと思います。まずですね資料1、こちらパワーポイント資料になりますけども、
0:00:34	東海発電所及び東海発電所周辺監視区域の変更に伴う原子炉施設保安規定の変更認可申請についてということでこちらはですね概要ということで、中身のですね、概要を説明するための資料と、
0:00:50	いうふうに位置付けています。次にですね資料2としまして、申請書のですね補足説明資料①ということで周辺監視区域境界変更。
0:01:01	保安規定審査基準の説明というものです。はい。
0:01:06	次、資料3としまして、これは補足資料②番ということで原子炉設置許可申請書の取り扱いということで原子炉設置許可申請書にですね、どう影響があるかというところを整理したのになってます。
0:01:20	続きまして資料4ですね、補足説明資料③ということで廃止措置計画の取り扱いについて説明したのになります。資料は、おそろい。
0:01:31	でしょうかはい。それではですね、まずですね、すみませんその前にですねまず今まさにですね女川
0:01:40	発電所さんとですね、同時期に同様の審査をしていただけるというふうに認識してまして、それぞれですね、長屋さんで7月20日にヒアリングされた内容についてもですね、
0:01:53	我々主状況を見ながらですね、資料を作成しているというところなので今回の説明はですね、まさに女川さんとの違いと、
0:02:03	いうところをメインに説明させていただきたいと、いうふうに考えています。はい。
0:02:09	それではですね資料1に基づきまして概要の説明をさせていただきたいと思います。外、その中でですね前回のヒアリングで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:21	申請のですね概要については別の資料で説明させていただきましたので、少しはかいつまみながらの説明をさせていただきたいというふうに考えています。
0:02:31	はい。1枚めくっていただきまして1ページ目ですね。
0:02:35	これ保安規定の変更内容、整理したと、今回の申請内容というのはまさにここですね、保安規定のですね図の一部を周辺監視区域を広げるということでまずの変更を行いますというのが今回の申請の内容と、
0:02:50	いうところになってます。
0:02:51	はい。
0:02:54	ですね
0:02:56	ちょっとパワーポイントの資料は、以上の概要の説明ということで前回とですね内容はほとんど変わってないので、この
0:03:03	程度ということで次はですね資料2番のですね、周辺監視区域変更と審査基準説明というところで、説明したいと思います。
0:03:12	主なですね変更点というところで
0:03:17	説明させていただきますけども、
0:03:20	資料をめくっていただきまして、
0:03:23	資料1-8ページですね。
0:03:31	の、
0:03:32	資料1の8ページ目はですね、審査基準ですね、92条と78条ありますけども、それに対して記載内容の整理をした。
0:03:44	ものになってまして変更したところはですね一番右の記載の考え方のところでした、変更後の措置に変更はないと、これまではですね整合しているというような説明だったんですけどもこちらはですね変更ないと。
0:03:59	ということで、文書等ですね、記載、変更ありませんのでそのように記載させていただいたというところです。はい、東海発電所側もですね、同様の変更を行っている。
0:04:10	いうところになります。
0:04:13	はい。
0:04:15	本文のですね説明は以上になりまして、続きまして添付資料1ですね、資料2の中の添付資料1のところ、
0:04:25	こここちらですね前回説明してませんでしたのでこちらについて説明させていただきたいというふうに考えてますまず作業用地の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	概要についてということで今回ですね周辺監視区域を行うにあたってですねどんな作業するために広げる必要があるのかと。
0:04:42	いうところの説明になってます。1ポツで新たに設置する作業用地の概要ということで、現在ですね東海第2発電所で実施している安全性向上対策工事、
0:04:53	これのですね進捗していくについてですね、作業用地ですね、これらを新たに確保する必要が出てきたと、内容については躯体工事に及ぶ青よ、伴うですね、
0:05:05	鉄筋の組み立て作業であったりとかコンクリート打設のための方が、組み立て作業とこういったところをやりたいというふうに考えているんですけども、下の図に示す通りですね。
0:05:17	なかなか各地にですね、ばらけて、今いろいろ作業、今やってるといふところがあって新しくですね、作業近くをする必要がどうしてもあると。
0:05:28	いうところになってます。
0:05:30	図中のですね、青点線で書いてあるところが今回ですね変更する周辺監視区域というふうになってまして、今回の変更についてはですね、安全対策工事終了後、変更前の位置に復旧するというようにしています。
0:05:46	はい。
0:05:47	1枚めくってもらいまして添付資料1の2ページ目ですね、2ポツ作業用地の作業ということで、新たな採用値については、先ほどの通りですね、組み立て作業やコンクリート、
0:05:59	打設作業に伴ってですね、あとは、建設発生ですね、一時的な仮置き場というふうにする予定でして下のようなですね、イメージ図つけてますけども、
0:06:12	中でこういう作業をするということでこの大きさについてもですね、様々な計算をした結果、迫の面積が必要ということで今回ですね、必要最小限のですね、周辺監視区域を変更させていただくと。
0:06:27	ということで申請をさせていただいたというところになってます。
0:06:31	はい。
0:06:32	続きまして1枚めくってもらおうとですね添付資料2ということで、こちらも前回説明がなかった項目になりますけども、周辺監視区域の管理についてと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:42	ということで、
0:06:44	1 ポツです、従前の管理ということで、周辺監視区域は一般公衆の被ばく線量が、
0:06:52	線量限度に定める告示ですね、に定められる衛生値を超えないよう設定される区域ということで、本県には実用炉則に基づきまして、周辺監視区域を明示し業務上立ち入るもの。
0:07:04	除くものですね、周辺監視区域に立ち入らないよう制限するために講ずべき措置を定めているということで、
0:07:13	下のですね、梓学校のところに東海発電所と東海第2発電所ですねそれぞれの保安規定、
0:07:20	の実際の記載を書いていると。
0:07:23	ところです。具体的な管理方法は社内規定のですね、放射線管理業務要綱というものと、周辺監視区域施設管理基準ですね、東海及び
0:07:34	東海第2、それぞれに定めてまして、今回の周辺監視区域変更箇所については以下の通り管理するというので、
0:07:42	管理のですね、方法ですけどまず放射線管理業務要綱ですね。
0:07:47	こちらについては、節防護グループマネージャーがですね、東海第2発電所の場合は、保全区域及び周辺監視区域、管理基準、管理基準ですね、に従いまして、
0:07:59	東海大当該発電所の場合は周辺監視区域、施設管理基準、これに従って原則として、周辺監視区域境界に柵の設置または、
0:08:09	標識を設け業務上立ち入る者以外の立ち入りを制限することを措置を講じると。ただし、というのはこれは法律と同じもんです。
0:08:21	東海第2発電所の保全区域及び周辺監視区域基準ということで、周辺監視区域の境界柵は、原則足として高さ1.8メートルのネットフェンスですね、シノミ外出機と、
0:08:34	いうふうに今しています。周辺監視区域境界に掲げる標識については原則として50メートルごとに設置すると。
0:08:42	施設防護グループマネージャーは原則として1ヶ月に1対策及び標識の遵守点検を行いまして、点検の結果について記録するとともに破損等発見した場合は速やかに補修すると。
0:08:54	記録は5年間保存するということで
0:08:59	現在のですね、の管理というのを整理していると。
0:09:03	いうところになってます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:05	めくってもらいまして2ポツのですね周辺監視区域境界の変更の工事工程、
0:09:11	についてご説明をします。
0:09:15	現在のですね周辺監視区域境界はまずですねエリアの造成等を行いまして変更後の周辺か低い業界に新設のゲート及び柵を設置すると。
0:09:26	というのが、図1のですね、①番のところ緑色のところになってます。伴規定人変更認可を受けた後ですね新設のモンレーピラー
0:09:37	柵及び標識の設置完了を確認した上で周辺監視区域を変更します。
0:09:42	変更前の周辺監視区域境界柵については、周辺監視局区域境界変更後にですね、撤去するという形で運用することを考えている。
0:09:53	いうものになってます。3ポツで周辺監視境界変更範囲内のですね門扉の新設及びその管理についてということで、安全対策工事の過程でですね、JAさんの
0:10:06	道路を使用する場合に必要ということで変更した周辺監視境界のですね、南側に新たに門扉ゲートをですね、つけると、管理については既存、
0:10:18	の、すでに設置されている。
0:10:20	今あるものと同じ扱いで新たに作るというところですね新設の策と併せてですね、設置するというので、追加の措置等は不要というふうに考えています。
0:10:32	新設するゲートの正面図と、標識っていうのを次のページに間瀬示していると。
0:10:38	いうところになってます。
0:10:41	はい。4ポツで周辺監視区域境界変更後の管理についてということで、変更後の周辺監視境界には、これまでのですね周辺監視区域境界と同様に、ゲート柵及び標識を設置すると。
0:10:55	いうふうにしてます。ゲートと柵及び標識を周辺可否区域境界変更の前までにあらかじめ設置することで、周辺監視区域境界の変更前後における立ち入り措置を確実にすると。
0:11:08	いう運用にします。周辺監視区域境界変更前後で本件に定める措置変更はありませんので、新しい周辺監視区域境界のゲート柵及び標識については、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:19	周辺監視区域境界変更を行った時点から、1ポツに示した今までのですね、現在のと同様の管理を開始するというので整理をしています。
0:11:32	はい。
0:11:33	以上がですね、資料2の中で変更点と特に説明すべきポイントというふうに考えてまして次は資料3ですね。
0:11:41	こちらはですね、設置許可申請書の取り扱いと、
0:11:45	いうところで特にですね、設置許可を取り扱う中で、設置許可に記載されている、放射線に関するですね被ばくに関する事項。
0:11:56	について、様々な評価をしているというところを、資料3にですね、整理をしているというものになってます。このうちですね、特に現在並行で審査されている女川さんと違うところ、
0:12:10	については、
0:12:14	何ページ。
0:12:17	特に、
0:12:23	すみません原電の山本です。翁長さんと違うところについてはですね見ますと2-4ページの方に、
0:12:32	等をご覧いただきまして、
0:12:35	確認の結果ということで、今回変更になる部分をですね仮に、少し拡張した時にですねどのぐらいの線量の影響があるかっていうものを示したところになります、
0:12:48	設置許可上ですね、前回も少しお話しさせていただいたんですけど東海第2発電所の平常時の一般公衆の被ばく評価についてはですね、
0:12:59	(1)のところに記載され、しておりますが、途中返還し区域境界における希ガスのガンマ線に起因する実効線量と、あと人の居住に着目した場合の実効線量と、
0:13:12	いうことで、二つ、記載がございます。ぜひ、今回ですね影響があるところがですね前者の方の周辺監視区域境界の希ガスのガンマ線起因する実効線量と、
0:13:24	いうところがまさにA系、
0:13:26	計算値点を設定してるような周辺監視区域境界上になりますので、その部分について、今回影響の評価をさせ、
0:13:37	していただきました。実施しました。その結果ですね2-6ページの方に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:44	記載をしております、図の2-3の方ですね、のところに結果を示させていただいております。
0:13:51	当評価点ですね、S方位とSSW方位の評価点が、都市白抜きのマルの方で記載されているところが今の評価点になりますが、今回
0:14:03	周辺監視区域拡張して、してます評価点として評価点A評価点Bということで二つですね、拡張した部分で評価点をつけております。
0:14:15	実際に線量評価を行う条件としてはですね、近い評価点の方位を条件としてベースに評価をするというところで、
0:14:28	評価点Aの方はS方位の気象条件等を使ってですね、評価距離だけ50メートル、延長したような形で評価をしております。
0:14:38	ABの方はSSW方位になります。
0:14:41	線量評価した結果ですね、
0:14:45	距離が述べますので、線量の方も少し下がっているような状況になっていると。
0:14:54	結果になっております。で、
0:14:57	あとそうですね、あと周辺監視区域境界の実効線量については以上になります。二つ目、2点目のですね、人の居住に着目した場合の実効線量ということで、
0:15:09	12の居住に着目した表、線量の評価点がですね2-7ページ。
0:15:15	に示しております図で示しております。隣接II事業者がございましてその周辺監視区域とですね、合わせてですね、人の居住がないということ、
0:15:28	人の居住がないのでこれ全体です。隣接の周辺監視区域も合わせてですね、非居住区域という区域を設定してですね区域上に評価点を設定していると。
0:15:43	いうところになっております。実際に2-7ページの方の図見ていただきます通り今回の周辺監視区域の変更の区域範囲っていうのはこの内側の部分になりますので、実際には影響は、
0:15:56	ございませんで
0:15:59	実際に人の居住を考慮した最大の評価地点はどこなのかというところでちょっと赤い点で示しておりますが、1と書かれてますがこれ主排気塔でSW方位ですね。
0:16:11	南西ほうになりますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:14	すいません次のページの2-8ページの方を見ていただきまして、
0:16:20	こちらのですね表の中の1、SWというところで、この2.8mS v か。
0:16:27	いやあとというところが土岐ガスの評価点になっております。下の2 -3の方にですね、各被ばく経路ごとの線量も
0:16:39	参考に記載をさせていただいております。希ガスの今ほど述べま した2.8、北イワノ評価点はない、ないというかコウシツコウでの 濃度で評価しておりますので、
0:16:52	ここは5.2と変わらないっていうこととあと要素をですね、と三 つ目が要素0.4になってますがこちらもSW方位の評価点でなん ですが排気塔放出なので、最大濃度でちょっと家に
0:17:08	出てきますが4、1400メートル地点ですね、のところに最大濃度 点が出てきますのでこの濃度で
0:17:16	実際に評価を行っているというところになっております。
0:17:23	と、
0:17:24	以上が2の平常時の被ばくの関連の評価になります。
0:17:32	あとですね2-4ページにまた戻っていただきまして
0:17:37	ちょっとなお書きで下に記載させていただいてるんですが、添付9 の方の中にですね運転中の東海発電所からの影響っていうものも ですね参考的に記載が、
0:17:48	されていますが、実態としてはですね、当発電所の方は廃止措置 中というところもございましてそちらの方で、今回の影響の方 は詳細をご説明させていただきたいと後程の中で説明させていた だきたいというところになっております。
0:18:04	続きまして、2-9ページの方が事故時の評価になりますが、
0:18:11	事故時の評価についてもですね、
0:18:15	東海大発尾長さんとちょっと違うところについては須永さんの敷 地境界でのみ評価されているというふうに思いますが、衛藤。
0:18:26	導入の方はですね、設計基準事故の方は、非居住区域というこ とで、先ほどの人の居住を考慮した評価地点ですね。
0:18:36	等で家評価をしております。それが2-10ページと2-11ページ に記載をしております。
0:18:46	こちらでもですね非居住区域の内側の変更箇所なので、影響はござ いませぬというところと、あとそれぞれですね事故事象におけ る最大の評価、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:56	行為ですね、の方も、この中で記載をさせていただいております。
0:19:03	もう一つが有効性評価の方の炉心損傷防止対策の線量評価ということベントGの評価になりますがそちら側の2の図の2の、
0:19:16	ごめんなさいとページで言うと2-12ページですね。
0:19:19	ええから、
0:19:20	12-15ページまでにそれぞれ
0:19:25	記載をさせていただいております。2-12ページの方は敷地境界での評価をしておりますということで今回の敷地境界の評価がございました。
0:19:37	変更はございませんので、
0:19:41	評価への影響はございませんというところと、あと2-13ページの方が、衛藤。
0:19:47	非居住区域という範囲で計算してます。こちらも同じ理由で、
0:19:52	影響ございませんということで、
0:19:54	それぞれ最大の評価点についても参考に記載をさせていただいておりますが今回の変更箇所に影響ございませんということで記載させていただいております、
0:20:08	異常があったり、第4になりますすいません。
0:20:13	はい。すいません。引き続きまして設営、資料4のですね、廃止措置計画の取り扱いについてご説明させていただきます。
0:20:23	内容についてはですねまさに女川さんと異なる点という観点で申しますと4-2ページ目のですね、
0:20:33	ところですね、
0:20:36	平常時の、の2.1. 1の二つ目のですね段落のところですね、平常時の放射線気体廃棄物の線量計算に、
0:20:47	用いる相対濃度については気象指針に従って、方位別の着目点について求めるというふうにしてましてこれがですね最大となる地点というのを、
0:20:57	そもそも廃止措置計画の中で記載されていると、いうふうになってまして16をそれぞれですね
0:21:05	廃止措置計画に記載されているものではないというところが一つ違うところですね、あとは東海発電所はですねSFP使用済み燃料プールがないということで、
0:21:18	そちらについても少し違いがあるというところになってます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:23	はい。
0:21:24	そういう観点でですね、その他後は、
0:21:28	廃止措置計画の中の内ですね、図面関係ですね、こちらはですね東海第2発電所、
0:21:34	東海発電所ですけど、今回の周辺監視区域変更はですね一時的なものということでそれぞれそれらのですね図面の変更というのはないというところが、
0:21:44	翁長さんの違いというふうに考えています。はい。内容については前回説明したものと同一というところになりますはい。
0:21:56	以上がですね、全体通したこちら、下、日本原電側からの説明となります。はい。
0:22:05	規制庁植田です。ありがとうございます。それでは、規制庁側から何かありますでしょうか。
0:22:17	規制庁のでちょっと3点ぐらい確認させていただきたいんですけども。
0:22:22	パワポ資料の2ページなんですけれども、
0:22:26	3ポツ目で、
0:22:28	変更前の1に復旧予定であるって書いてあってこれ予定じゃなくて、復旧するんですよ。
0:22:36	日本月初過程のコマツです。おっしゃる通りですね復旧します。はい。
0:22:41	はっきり書いていただいて何か予定だともしかしたら、
0:22:44	やめるのかなと思ったので、
0:22:49	日本減少課税のコマツです。はい。誤解ないようですね、記載については改めたいと思います。すいません。あとこれな。なおなおおじゃなくても今回の変更はなおもいらなくて、
0:23:00	と思いますので、すいませんお願いします。
0:23:11	規制庁奈良です今のところで菅関連してね
0:23:16	もうちょっと上の行で、その確保可能な作業用地が周辺、
0:23:21	監視区域がんに、
0:23:24	またあることからかな、周辺監視区域を変更するって書いてるんですけどこれってちょっと実態ベースの花Cも書かれてるんですけど、
0:23:36	多分周辺監視区域境界内に、その作業用地を確保することが大変困難なんで、その

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:45	それは変更するんだってというのは、そのもともとの書かれてる申請の趣旨だと思うんで、ちょっと
0:23:52	ここもあわせて丁寧に書いていただきます。ちょっとこの辺
0:23:58	なぜのパワーポイントとかそのあとの資料もそうなんですけど、一番皆さんのところで書くべきところが
0:24:05	雑にこう書かれてるように思われますので、ちょっと注意しておきます。
0:24:11	日本原子力発電のコマツ、はい、ご指摘についてはですね大変申し訳なかったというところと記載についてはですね適正に修正というか趣旨がわかるというかですね。
0:24:23	はい。いう形で修正したいと思います。以上です。
0:24:31	ちょっとミヤモトすみません、明確に言っておくと、一時的に周辺監視緊急を変更するものである。
0:24:38	あと今回の変更案全部変更前の位置に復旧すると。
0:24:42	いやそこが結構キーポイントなので、はい。単なる変更するじゃなくて、一時的に変更するっていうことが明確にわかるように、資料関係記載、修正してくださいお願いします。
0:24:53	日本別所勝野コマツです。はい、趣旨は理解しましたので、はい適切に修正したいと思います。以上です。
0:25:01	規制庁のです。ちょっと確認なんですけれども、
0:25:05	この一番最後のポツで書いて、JA関連施設って書いてあるけどこれ施設って何何個ぐらいあるんですか。
0:25:19	日本月収カツベのコマツです。
0:25:22	つかずについてはですねちょっとすみません把握しないところがあるんですけど、はいJAさんの敷地、
0:25:28	ないという趣旨でですね、記載させていただいているというところですよ。わかりました。はい。
0:25:36	続いてちょっと資料2で確認させていただきたくて、
0:25:40	添付資料1-2なんですけれども、
0:25:44	今回新たに追加していただいたところで、
0:25:49	急にここだけ、土砂の
0:25:52	何か一時的な仮置っていうのが出てくるんですけど、
0:25:57	これって、他のところに何で書いてなかったんすでしたっけっていうのと、あとこれって、土砂についての記載って、これ今回説

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	明って、今まであったかちょっと教えていただけますかすみませんちょっと記憶になくて、
0:26:16	日本原子力発電の高野先生そうですねもともとですねすみません
0:26:23	例えばですね資料1-1ページと、とかだとですね
0:26:28	作業等の等に入れていてですねちょっとあんまり、
0:26:33	何ですかね、その意識をしなかったというかあんまりこう明確にしなかったところが、
0:26:38	ありまして、そうですねこれまで案。
0:26:46	はい。
0:26:47	そうですねここで初めて出てきたんですけど特にあの主意味が、何か意図があってですね、やっていたものではなくてですね、もともと一番最初に出している。
0:27:00	パワーポイント資料にはですねこのような記載になっていたと思いますので、はい。はい隠しているとかそういったものでは趣旨ではなくてですね、
0:27:09	まとめて書いてしまったというところでええと、はい、理解いただければと思います。
0:27:15	わかりました。何か問題なければ、はっきり書いていただいてあと下の必要面積の中にはこれは何かあれなんですか二つ、鉄筋型枠の中に内包されてるんですか。
0:27:28	日本原子力発電のコマツおっしゃる通りですではそれぞれはい使い分けの時、ところで中に入ってくるというところ、ちょっとその辺を少し明確にさせていただけますか何かこの資料でいきなりぼんと出てきて、何か。
0:27:42	どういう扱いなのかがわからなかったり少し記載していただけたらと思います。日本減少勝野コマツです。承知しました。
0:27:51	あとすみません
0:27:53	最後なんですけれども、
0:27:55	今の資料の、
0:27:57	2-10、
0:28:01	14ページなんですけれども、
0:28:05	これ、
0:28:06	衛藤。
0:28:08	点線が、
0:28:09	黒点線が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:11	ちょっとマスキングのところなんですけども、黒点線が敷地。
0:28:15	今日、周辺監視区域の点線ということで理解してよろしいですか。
0:28:23	すいません資料3です。
0:28:36	日本凝縮発電の古賀です。資料3-2の14ページの南側ですね、点線で囲っているところが、
0:28:46	今回変更する範囲と、はい。ということです。黒い点線、
0:28:52	黒い点線っていうか青じゃなくて黒い線と、
0:28:56	丸がああ辺になってるやつこれが周辺監視区域の整備、もともと、日本原子炉安全の小松ですおっしゃる通り、すいません、私初めて知ったんですけども、隣接、
0:29:07	のところの範囲にもそもそも最初から周辺監視区域入ってる場所もあったってことです。
0:29:20	わかりましたありがとうございます。
0:29:24	ちょっとする。
0:29:26	すみません、正確に申しますと、
0:29:29	確かに青井区画の中に周辺監視区域が作ってるような形に入ってるんですけど、コアの共有、JAさんと共有した周辺監視区域の境界に、
0:29:40	あ、わかりましたありがとうございます。すいません最後最後1個だけ。
0:30:10	規制庁のオノです。
0:30:13	どこかで書いて、
0:30:16	なんですけれども、
0:30:18	どこだったっけな。
0:30:21	ちょっとまた見つかって、
0:30:23	ただ後で伝えます何かちょっと誤記みたいの。
0:30:28	決定。
0:30:31	すいません江藤店。資料2の、
0:30:36	添付資料2-2なんですけれども、
0:30:40	これ3ポツのところだったかな。
0:30:43	2行目で変更した、周辺監視区域境界のを、
0:30:49	右側に新たに、
0:30:51	本扉を設けるかって、
0:30:53	書いてあるんですけど、これ南側じゃなくて西側。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:09	4月中課税のコマツです
0:31:12	そうですねみんな周辺監視、変更した、
0:31:17	失礼しましたこれちょっとすみません主語が、周辺監視区域境界になってるので、はい、おっしゃる通りですね。西側が正しい記載ですはい。失礼しました。規制庁の、これ何か他にもあったような気がしたんでちょっと。
0:31:34	全体的に修正していただけたらと思います。関西の小松です。承知しました基本的にはですね敷地の南側に新しく付けるっていうところで、はい。そういう意識でちょっと書いたんですけどはい。
0:31:47	変更した周辺監視区域に対しては西側というところが正しいところですよ。以上です。ありがとうございます。ここからは以上です。
0:32:01	規制庁永江です。ちょっと
0:32:06	資料の3の、
0:32:09	が、ちょっと細かくいろいろ書かれてるんでこの資料についてちょっとコメントしたいんですけど。
0:32:17	2-1、資料3-2の1ページのところで、2、
0:32:23	いきなり設置、設置許可申請の要否についてということちょっとタイトルは別にしておかれてるんですけど、その第1パラグラフの
0:32:33	3行目にね、
0:32:35	東海第2発電所周辺監視区域境界南側の一部を、
0:32:40	拡張することとしてるって書いてるんですけど、拡張っていうことはどこにも出てなくて、変更って言葉で書かれてると思いますので、
0:32:50	その拡張っていう、ファイリングをちょっと、
0:32:54	修正いただきたいと思います。それから
0:32:57	このところの第2パラグラフのやっぱ3行目で、なお直ってやっぱり書いてますので、このなおなお書きじゃないので、先ほどずっとコメントでき続けてますけど、
0:33:09	変更前の日に復旧するってここははっきり予定じゃなくて書かれてるからいいんですけど、これなわけじゃないので、この辺のところちょっと注意して見ていただきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:21	それで技術的な検討のところ、2-2 ページ以降から、その線量評価の話になるんですけどね。
0:33:32	多分これ、
0:33:34	されてる。
0:33:36	ほ何ていうんすかね基本的なストーリー、論理展開としては平常と事故に分けて、平常時は
0:33:46	距離の話として、問題、影響が軽微だっという整理で、事故は方位が違うよっという大筋でオーナーと合っって
0:33:57	材料も大体同じようなものなんですけど、さっきから聞いてると皆さんの、そういう点でちょっと私の認識違うんですけど、私の認識の方で言うと、
0:34:08	女川と皆さんのところの最大の違いはね。
0:34:11	女川周辺監視区域境界それから敷地境界っというのも1種類なんですけど、皆さんの場合は、あの周辺皆さんのところの周辺監視境界っというのと、
0:34:24	それからJAの合わせた周辺監視区域境界、
0:34:28	その2種類があっって平常にも事故にも、両方ともあるんですよ。だから、
0:34:33	その辺が全然違うんで、その女川の、
0:34:37	皆さんは何とか論理展開に従って、
0:34:41	その周辺監視区域とか、その事故の敷地のイメージでこう書かれてるんですけど、ちょっとここの説明は同じに、各
0:34:51	にはちょっと無理があっって、皆さんのところの固有性をまず言わないといけないと駄目なんですよっというのは、もっと具体的に言うと、
0:34:59	平常時でいうとね、平常時でいうと、周辺監視区域の境界で確かに1月の
0:35:07	影響の評価のところ、やってるんですけど、実際2園、
0:35:12	添付9、最終的な線量、平常時の評価結果で引用しているのは、
0:35:19	JAと一緒にした、いわゆる低人口地帯のところの評価結果であっって、
0:35:26	そこが数値が変わらないっというのが本文事項と関係ないっという、そこになるんで、
0:35:32	まずその辺、その辺の話の
0:35:35	受け渡しから書かないと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:37	いきなり
0:35:39	資料3のね、2-2 ページ頭から
0:35:43	何か線量、
0:35:45	計算値点の選定の考え方を影響という形で
0:35:48	ずっと平常時こと平常からずっと続いていくんですけど、
0:35:53	その新野さんのところでね、いきなりもう距離の話に書かれてるじゃないですか。
0:35:58	だからこれって読んでも人についていけなくて、読んでも人はね、
0:36:03	一般には女川の審査やってる人たちも、周辺監視区域とか、敷地境界がその西、
0:36:12	負担、二つの種類があってそれぞれに費の評価をやってて、最終的には
0:36:19	敷地境界、JAと合わせた周辺監視区域として
0:36:25	全体の評価が
0:36:29	長谷
0:36:31	基準適合性としてはそっちで評価してて、その内側の方の、
0:36:35	東海第2の周辺監視区域境界の希ガスの評価は参考であるっていう、そういう位置付けですよ。これちょっと確認したいんですけど、まず、
0:36:47	県連の山本です。衛藤今おっしゃられてる通りですね人の居住の線量評価点というのがですね本文に記載されている事項ですので、まさに50mSv設定してるのははい。
0:37:00	評価点になりますので、少し今、五味、ご指摘ありました通り、最初の方で、前段ですねどういうところの評価をされていて、それがこういう本文記載事項、
0:37:13	なのかどうかというところがですね見えるような形に明確にした上でですね、今回の変更地点のに対する影響というものを示すような形に、はい。資料として構成を作り直したいと思う。
0:37:26	規制庁の長江です。それで明確になったと思うんですけど、そうすると全体の論理展開としてはね。
0:37:33	平常時被ばくも、
0:37:35	規制庁の谷津平常時被ばくの事故時被ばくも、
0:37:39	基本的には最終的に本文に出てくる、添付とかに出てくる、全部90に出てくる、その線量の評価結果の方位とはね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:48	違うんだっていうそこそこがまず最初にあって、それで平常被曝の場合は、参考までに、周辺監視区域の
0:37:59	今回敷地が周辺監視区域をはみ出すのでその、その影響だけを距離で取り出してみたらこれだけの差になったっていうことを、
0:38:08	そういう論理展開の方がいいと思うんですよ。しかも、もっと言うと、
0:38:13	周辺地区協会で今度は影響するところのやつって、
0:38:18	もともとJAとの境界だから人の居住がないという前提で、参考方位扱いになってるんじゃ、申請書を見るとね。
0:38:26	だから、それも、何て言うのかな、基本的にはもう参考扱いなんで、基本的にはそこまでやる必要ないんだけど、
0:38:34	その参考方位としてどれだけの差があるか出たっていう、なお、それこそなお書き程度の話としてやればいいんであって、
0:38:43	もうここの話の距離の詳細な話であんまり書く必要はなくてね、その位置付け的にはす前、前段階でもうそもそも、全然違う話では話で、
0:38:54	着目する方が違うんだっていうそこだけでいいと思うんですよね。アガワをメインで書けばいいんじゃないかと思います。
0:39:03	あと
0:39:05	このワーディングでね
0:39:07	なんていうかここの中で使われてる平常被ばくで、
0:39:14	なんていうのは、非居住区域っていう言葉使われてるんですけど、私、昨日添付9全部見たんですけど、平常被ばくの評価の中では、
0:39:26	非居住区域ってよく使っていないんですよ。こいつはだからJAと合わせた
0:39:33	何ですか周辺監視区域相当のものだと思うんですけどちょっとWallinをちょっと適切にしていきたいということと、
0:39:41	それとあと
0:39:42	最初に、やっぱり、その2の2ページのところでね。
0:39:48	2ポツ1ポツ一位のところに書かれてる、ここがもうなんていうのはあんまりこう整理されて書かれてないんで、
0:39:56	その平常時運転時のここが一番大事なところなんですけど、
0:40:01	とにかくさっき言ったように、人の教授に着目した評価、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:07	ていうのが先に出た方がいいんじゃないかと思うんですけど、それと、
0:40:11	周辺監視区域強化の評価っていう大きな二本立てがあって、
0:40:18	そのどちらも基本的には
0:40:21	希ガスの前進等、それ行きたいと。
0:40:26	北野様、要請がない北井とそれからヨウ素と希ガスを同時に接すると三つの
0:40:35	放出経路のは2号系は担っているうち、距離に影響があるのは、最も影響があるのはちょっと様相の話もあるんで、希ガスのままですよとだから、あとで、
0:40:46	その周辺監視区域の参考、参考にはなるんだけれども、距離のサーベイも、ちなみにやってみましたっていうそういうともかく、
0:40:56	のかなというちょっと思って、ちょっと
0:40:59	女川もそういう何ていうか女川の場合は
0:41:03	周辺監視区域境界のまさにその両脇の間にあるんで、それとの対比っていうか、形で書かれてるんですけど、皆さんの場合位置付けが全然違うんですよ、小中の場合とは。
0:41:15	ということで、
0:41:17	同様に事故のところの話もね、同じだと思うんですけど、
0:41:24	と整形基準事故自体は
0:41:27	非居住区域でやってるってということで、もうそれで、それだけで済む話ですよこれ。ちょっとよろしいですかちょっと確認なんですけど。
0:41:36	原燃の山本ですご認識の通りでござい。
0:41:39	規制庁ナガエそうすると一
0:41:42	設計基準事故の花Cとしては基本的には、どの事故もう全然、もともと方位は関係ないところにピークが出てるって話と、
0:41:54	あと
0:41:55	女川の場合は重大事故仮想事故の旧立地審査指針の方にも書いてるんで、ほぼ設計基準事故の方よく書かれている。
0:42:09	2-2の、
0:42:12	2-10ページとか2-11ページですかね2-10ページとか11ページのところに、
0:42:18	この方は脚注か何かで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:22	立地評価事項の重大仮想っていう形で、その方には、何とか何とかだって、入ってたように思うんで、ちょっと
0:42:32	たくさんあんまりをつけても、図つけても仕方ないので、立地評価事故も要は、当該の話とはもうザ、全然違う、多いですよって話をちょっと、
0:42:43	つけていただければと思います。
0:42:46	それからあと
0:42:49	貯油有効性評価のところなんですけど、
0:42:52	これも何て言う有効性評価括弧炉心損傷防止対策っていうよりは、
0:42:58	炉心損傷防止対策の有効性評価のための被ばく評価っていうことで5mSvをクリアしてるかどうかっていうのを、
0:43:07	見るんだっていうそ、そこのところの話がちょっとはっきり書かれてなかったのと、
0:43:13	あと
0:43:14	多分フィルタベントを使う時とハードベントを使う時で
0:43:20	法律箇所が違うんで、その
0:43:23	ちょっと方位が違うんだよねっていうことを言いたいんだと思うんだけど、その辺のところ
0:43:28	もう少しわかりやすくなるようにちょっと補足していただければなと思います。
0:43:35	それからちょっと今、
0:43:36	気づいたところなんですけど、
0:43:39	と資料3の、
0:43:42	資料3の、
0:43:48	2-22で21、21ページですか。
0:43:52	2-21ページのところ、
0:43:55	ここで添付書類9から、先ほどの資料にも出てきます。
0:44:01	周辺監視区域境界におけるその希ガスのがんの実効線量があるんですけど、
0:44:09	皆さんのところの申請書の
0:44:12	517表っていうところ、先ほど言った人の居住に着目した場合の希ガスの表、これ、これに対応する表があって、
0:44:22	それがその添付されてないんですよ。
0:44:25	この資料にはね。だからちょっとそこのところとか、今の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:46:54	この2ヶ所がフィルタベントの放出箇所になります。図のページで言うと2-14ページと15ページですね、こちらが田井付行ったベレントの放出を中心とした図というふうになります。
0:47:11	それぞれですね、放出高さが、と違いますのでそれで評価点変わってくるというところになります。
0:47:24	はい、以上になります。
0:47:29	わかりました全体もう一度見直していただいて、それであんまり
0:47:34	平壤も事故も
0:47:36	次、
0:47:38	手段としてはもう基本的な関係ないんだっていうほいほいから見て、評価点から見て関係ないんだっていう、そこがメインの一番最新版って言ってから、ここが話をすればいいなと思います。以上です。
0:47:59	原子炉規制庁の宮です。大体話は出たのであれですけど、ちょっと気になった2-9ページのところの、事故時線量評価に対する影響のところ、
0:48:09	コアの記載は別に間違っていないんですけど一番下の方で今回の周辺監視区域変更は、非居住系の表現のあれはあれですけど、
0:48:18	敷地評価変更しないことから有効性評価における非居住者協力居住区域境界、
0:48:26	上及び敷地境界上の線量不計算値に影響はない。
0:48:30	事実は事実なんですけど、これ通常、
0:48:34	通常のプラントであれば、
0:48:38	周辺監視区域が内側にあって引き継ぎが強化が外にあると。
0:48:43	いう前提でこれってあの考え方になってるはずなんだけど、
0:48:48	1のところに至急変換式というかそこを作る多分前提になってないので、
0:48:54	ちょっと記載はもう少し工夫した方がいいかなと思っていて要は先ほど言っているように、
0:49:00	ここで言ってる炉心損傷防止とかっていうのは運転中の話になってきて
0:49:05	先ほど話、人気教授区域は間違いなく変わらないんだけど、運転前提考えた時には当然敷地戻すので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:16	影響はないっていうのはやっぱり書いといた方がいいかなと思いますので、何かその敷地境界だけをとっていうのであれば、今回みたいなことは、普通、他のプラントでは多分ありえなくて、
0:49:27	敷地境界じゃないところに、周辺監視系を持っていくっていうのは多分あんまりないので、やっぱそこはただし書きで書いといていただいた方が正しいっていうかそこは明確に書いていただいた方がいいかなと思うんですけどいかがですか。
0:49:43	県連の山本です。ご指摘の方はちょっとご理解いたしましたので、ちょっと修正させていただきたいと思います。はい。ミヤモト以上です。
0:49:56	規制庁の方ですけど、ちょっと記載だけなんですけど資料2、
0:50:03	添付資料の1-2ページなんですけど、
0:50:10	ここ図2があって、左の青い線の中に何か細かく寸法とか書いてあるんですけど、
0:50:20	これって何か下の必要面積とかそういうのに何か関係のある記載なんでしょうか。
0:50:36	日本原初風のコマツです
0:50:38	必要が、
0:50:40	そうですね
0:50:42	どういった采配というかですね、この工事はどの辺であるって大体のですね目星を結びつけているというところで、図中には書かせていただいている。
0:50:54	ところですけども、必ずしもですねこれは今回説明とは、
0:51:00	必要かどうかと言われると必ずしも必要ではないかなというふうには思ってます。はい。以上です。規制庁の加賀です。でもちょっと文字がにじみ出て見にくいのもし何か意味があるものならば見えるようにしていただきたいのとあと、
0:51:16	レアの黒線の一番上のところ横幅が52メートルって書いてあって多分この青い枠の下のラインも52メートルぐらいなんで何か縮尺がちょっとずれてるような、
0:51:27	気がするので、
0:51:29	何かこのずー自体なんかどういう意味を持って示して中を踏まえてちょっと、
0:51:34	直していただけたらと思うんですけどいかがでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:37	日本減少課税の小松です。こういった内容をご説明したいのかっていうところを含めてですね、ちょっとズー含めて記載を修正したいと思います。以上です。
0:51:49	伊勢。規制庁片桐です。もう1点次の次のし添付資料2の2ページで、
0:51:55	ちょっと細かい記載なんですけど、
0:51:58	上の2ポツの
0:52:00	最初の次の
0:52:03	様目のところで、
0:52:06	新設の門扉及び柵を設置するって書いてて、その次は門扉柵及び標識の設置完了を確認した上でって書いてるので、
0:52:16	もう標識を設置すると思うので上の行で、
0:52:21	様式も記載してはいかがかなと思うんですけどいかがでしょうか。
0:52:25	日本下宿発電の小松です。そうですね。おっしゃる通りですね、もちろん標識もつけますので、ちょっと記載についてはですね修正したいと思います。以上です。金城のカタギリのパワーポイントも多分同じ記載があるのでちょっと未確認しておいてください。私から以上です。
0:52:54	規制庁永井です
0:52:56	今関連してちょっと資料2の
0:53:01	添付資料2-2の、やっぱ門扉のところなんですけどね3ポツで
0:53:07	なぜ管理についてっていうことで書かれてるんですけど女川の場合は、その工事期間中ね、監視員っていうか見張り人っていうかそれをつけて、
0:53:20	新しい、同じようにネットワークが出るようなもんがつくんで、ちゃんと日中はそこに人を置いて、
0:53:29	ちゃんと見はりますっていうことを書かれてるんで、ちょっと皆さんの方はどういうふうに、ちょっと何も書かれてないんで、ちょっとその辺についてちょっとお聞きしたいんですけども。
0:53:45	日本月収課税の小松です。すいませんちょっと翁長さんのところと、違うところはですねまさにこの
0:53:54	アカセ津扉のところかなとすいませんちょっと認識があったんで、ちょっと確認してですね、回答するようにしたいと思いますちょっと違いは仮設扉。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:05	というかですね、は藤の場合設置する予定がないというところで違いだと思って今回書かなかったんですけど。はい。ちょっと確認して回答したいと思います。
0:54:15	規制庁の林皆さんの場合、もう一つ違うのはJAとの何ていうんですか周辺監視区域の接点があるので、JA側から見たらそのJA、
0:54:27	もういろんな工事をしたりいろんな立ち入った方がいて、その人等、その人が入らないように、ずっと工事中もしないといけないんで、工事中自体、
0:54:37	そこで基本的には、何らかの措置が必要かな、皆さんの作業をやってる人の管理ができて、そのJA側の人の管理ってのはちょっと、
0:54:49	難しいのかなってそういう形で、そのラガーのような、ヒアリングとかそういうのは一つの方法であるというふうに、
0:54:56	こちらの方考えてますということです。
0:54:58	日本月初勝野コマツです。扉の管理自体はですね今まで通りというかですね従来のやり方と同じやり方をしますというところになっているので、JAさんからですね
0:55:13	入ってくるというところについてはこれまで通りというところが一つ該当になるかなとは思いますが、ちょっと整理してですね、
0:55:24	記載については修正したいと思います。規制庁長江です。従来と違うのは新たにそういう作業場を設けて、かなり広いエリアを作って、
0:55:34	そこで作業や、やってる人が増えたりねいろんなことやるっていうのは、全然違うところで、従前はそれが何もないんで、それはJAとの単純な
0:55:46	フェンスなり策があれば問題ないってことなんでそこはちょっと認識違います。
0:56:02	はい。日本酒は前のコマツです。はい。
0:56:07	はい確認して、はい。記載は修正したいと思います。以上です。
0:56:11	副社長永石よく確認してよろしくお願いします。
0:56:18	規制庁の藤川です。
0:56:19	と同じ資料2の、
0:56:21	添付。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:23	資料の2-1のところなんですけど
0:56:25	ちょっと細かい点で恐縮なんですけど、
0:56:30	具体的な管理方法あと下のところですね、当会は周辺監視区域施設管理基準。
0:56:38	と、あと、東海第2が保全区域及び周辺監視区域か、施設管理基準を使う、そこに定めているとあるんですが下に、東海のその周辺監視区域施設管理基準がないんですけどもこれは、
0:56:51	東海第2の保全区域及び周辺監視区域施設管理基準と同じ内容ということでいいんでしょうか。
0:57:05	日本原子力安全の小松です。すいませんちょっと記載がですねあんまり良くなかったところかなというふうに思ってますして
0:57:16	基本的にはですね東海第2と同じなんですけどちょっと東海の部分をですね追記する形で対応したいと思います。以上です。はい、規制庁フジカワで承知しましたよろしく申し上げます。私から以上です。
0:57:40	規制庁植田です。他に何かありますでしょうか。
0:57:46	規制庁永江ですすみませんちょっと今、言い忘れたんですけど、
0:57:53	あと資料2のですね1-10ページ、資料2の1-10ページとかちょっと見ていただいて、
0:58:01	これずっと共通するところだと思うんですけど保安規定変更内容に対する設置許可との整合性の説明で、
0:58:09	表の4-1とかあるんですけど、保安規定とその等に設置許可記載有無等の整理で、その通り設置許可って木幡金田されてるんですけど、これがⅡの許可のものを、
0:58:22	とか、どの、
0:58:24	設置許可の引用かってのわかるような、
0:58:28	目印をつけていただきたいんですけども。
0:58:37	日本が出発点のコマツです
0:58:40	設置許可との整合性のところで今、特に記載をしたいというか最新のものっていうようなイメージでちょっと書かせていただいたので、いつ、許可されたものでっていうところは少し明記したいと思います。以上です。
0:58:57	一応引用がないとどの、許可のバージョンかっていうかわからないので、はっきりしていただきたいと思いますよろしく申し上げます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:11	規制庁江田です。これ大丈夫でしょうか他に。
0:59:18	原電さんから何か他にありますか。
0:59:24	なければ本日のヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。